

最近、焼えるごみの中に使用済のエアゾール剤型容器(スプレー缶)が多く混じっています。燃えるごみ、燃えないごみは、いずれも破砕機にかけて裁断していますので、爆発や破裂の恐れがあり大変危険です。

ヘアスプレー、塗料スプレー、スプレーカー用品などは、火の気のない所で底の部分に穴をあけ、残留ガスを完全に抜いてから「燃えないごみ」の収集日に集荷地へ出してください。

(清掃課 ☎42-2169)

スプレー缶が爆発

出稼ぎから帰省された皆さんへ

市では、出稼ぎされる皆さんの就労先での安全を図るため、健康診断の実施と出稼互助会への加入を呼びかけしています。

就労前に健康診断を受けなかった方、互助会に加入せずに就労された方は、正月休みで帰省した際に手続き等をしてください。

(市民生活課 ☎49-3111、内線214)

わが家の家計簿

体験談募集

家計簿を通じて体験し、感じたことをお送りください。

原稿・四百字詰原稿用紙五枚以内で、氏名、住所、年齢、職業、電話番号、家族一覧、家計簿記帳年数を記入し、封筒には「家計簿体験談」と明記。また、月別、項目別支出一覧表も添付してください。

締切・2月29日

発表は六月、応募者には昭和六

1月6日は出初式

出初式が1月6日に行われますが、午前8時30分に消防団員の集合を呼びかけるためのサイレンを鳴らしますので、火災と間違わないようお願いします。

(広域消防本部)

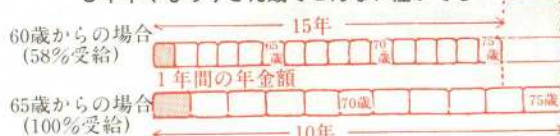
十年用「明るい生活の家計簿」を
さしあげます。
送り先・秋田市大町2-3-35
日本銀行秋田支店内
「秋田県貯蓄推進委員会」
☎0188-6215671

〈受給開始年齢と年金額の割合〉

受給開始年齢	65歳で受ける ときの年金額 に対する割合
60歳	58%
61歳	65%
62歳	72%
63歳	80%
64歳	89%
65歳	100%

例えば、七十五歳までに受け取る合計額は、六十歳からもらう場合と、六十五歳からもらう場合とでは、斜線の分だけ差がでます。

5年早くもらうと75歳でこんなに差がでる



健康カレンダー



◇乳幼児の健診日

区分	月 日	受付	対象(出生日)
3 カ 月 児	1/10(火)	午後1時～2時	58年9月11日～20日
	17(火)	午後1時～2時	9月21日～30日
	24(火)	午後1時～2時	10月1日～10日
6 ヶ 月 児	1/10(火)	午前9時30分～10時	58年6月11日～20日
	17(火)	午前9時30分～10時	6月21日～30日
	24(火)	午前9時30分～10時	7月1日～10日
1 歳 半 児	1/13(金)	午後1時～2時	57年6月1日～15日
	26(木)	午後1時～2時	6月16日～30日
3 歳 児	1/5(木)	午後1時～2時	55年12月1日～15日
	20(金)	午後1時～2時	12月16日～31日

場所/いづれも保健センター

※母子手帳を必ず持参願います。

◇健康相談日

時間・午前10時～午後3時

1/5(木)	真 中公民館
6(金)	花 岡 "
9(月)	釈迦内 "
10(火)	保健センター
17(火)	矢 立公民館
17(火)	十二所 "
20(金)	下川沿 "
23(月)	二井田 "
25(水)	上川沿 "
26(木)	長 木 "

◇予防接種(三種混合)

生後24～48ヵ月の幼児が対象
〈保健センター〉

受付・午後1時20分～2時

1/18(水)・2期(対象者に通知)

19(木)・56年9、10月生まれ

24(火)・" 11、12月 "

※接種当日は自宅体温測定し
母子手帳を持参願います。

◇一般検査

昨年、受診できなかった方を
対象に次のとおり追加検査を行
います。必ず受診してください。

期 間・1月9日～14日

受診料・無料

対象者・大館地区に居住する40
歳以上の方で、事業所
などで検査を受けるの
が困難な方。ただし、
現在循環器系の疾患で
入院中の方は除きます。

内 容・血圧測定、検尿、身体計
測、問診、理学的検査

案 内・対象者へ通知します。
通知には、検診病医院
を指定していますが、
ほかの病医院で受診し
てもかまいません。

〈検診機関一覧〉

阿部医院、石塚医院、石田病院、
石母田耳鼻咽喉科医院、伊藤医
院、今井病院、越前医院、大狭整
形外科医院、小山内医院、神林
外科医院、金田一医院、小松クリ
ニック、佐々木小児科医院、佐々
木内科医院、佐藤医院、東海林
整形外科医院、城西内科医院、神
内科医院、鈴木内科胃腸科医院、
高瀬内科医院、高橋彰彦内科医
院、高橋内科医院、武内外科医院、
立石医院、津嶋医院、常盤医院、
納谷医院、西大館病院、林内科医
院、丸屋医院、森川外科医院、渡
辺胃腸科外科医院、渡辺医院、
大館市立総合病院

年金の繰り上げ
請求は慎重に

五年の違いで
金額は半分



国民年金の老齢年金・通算老齢年金
の受給は六十五歳からですが、希望す
れば六十歳からでも受給できます。
ただし、年金の額は、表のように受
給を繰り上げるほど少なくなりますし、
この割合は終生、変わりません。

しかも、一度六十

五歳前に年金を受け

ると、六十五歳にな

っても本来の年金額

に引き上げられるこ

とはありません。

年金の繰り上げ請

求は慎重に決めてく

ださい。

例えば、七十五歳

までに受け取る合計

額は、六十歳から

もらう場合と、六十

五歳からもらう場合

とでは、斜線の分だけ

差がでます。